

【参考】① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について

◇サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になるためには（令和元年度～）

次の（1）から（4）の要件を全て満たす必要があります。

- （1）相談支援従事者研修（特別研修）又は（初任者研修）の修了
- （2）サービス管理責任者研修（基礎研修）又は児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）の修了
※（1）を先に受講又は今年度申込をしない場合、基礎研修の受講はできません。
- （3）（1）及び（2）の研修の修了した翌日以降、2年以上の実務経験（相談支援の業務、直接支援の業務）
- （4）サービス管理責任者研修（実践研修）及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）の修了

※実践研修修了した年度の翌年度から5年度ごとにサービス管理責任者研修（更新研修）又は児童発達支援管理責任者研修（更新研修）の受講が必要です。

※ 基礎研修の受講に関する実務経験要件

- サービス管理責任者等に必要の実務経験から2年引いた年数から受講が可能

※ 実践研修の受講に関する実務経験要件

- 基礎研修終了後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上相談支援業務または直接支援業務に2年以上従事した者

※ 更新研修の受講に関する実務経験要件

- 実践研修終了後、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、責任者、相談支援専門員として従事している者、または受講日前5年の間2年以上従事していた者
- ☆ 実践研修の修了年度を起点として翌年度から5年度毎に1回の受講が必要

【参考】② 研修申込及び実務経験に関するQ&A

	質 問	回 答
研 修 に つ い て	1 サービス管理責任者等研修（基礎研修）は、相談支援従事者研修を受講してからでないを受講できないのですか。	できません。相談支援従事者研修を修了していること（見込みも含む）をサービス管理責任者等研修（基礎研修）の受講要件とします。
	2 今年度、相談支援従事者研修（初任者研修）を受講したのですが、実務経験証明書の提出は省略できますか。	できません。相談支援専門員とサービス管理責任者では該当する実務経験が異なりますので、改めて実務経験証明書を提出してください。
	3 新しい制度では全ての分野を受講したものとみなされるときのいたのですが、サービス管理責任者が、放課後等デイサービスの児童発達管理責任者として従事できますか。	お見込みのとおりですが、児童発達支援管理責任者はサービス管理責任者と実務要件が異なるため確認が必要となります。 また、事業所に配置するサービス管理責任者等に変更が生じた際は、県に届出が必要です。ただし、山形市に住所を有する事業所については、山形市への届出となります。
	4 基礎研修を修了した時点で、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要がありますが、その間はサービス管理責任者等に従事できないのでしょうか。	基礎研修を修了した時点で、まだ実務経験の要件を満たしていない場合、指定障害福祉サービス事業所等における2人目のサービス管理責任者に従事することと、個別支援計画の原案の作成が可能です。
	5 採用内定者について、研修を申し込むことはできますか？	できます。 その旨、電子申請の備考欄に記載してください。
	6 他県からの申込は可能ですか。	他県からの申込は受け付けていません。
実 務 経 験 に つ い て	7 実務経験の具体的な確認方法について教えてください。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明することにより確認を行うこととしています。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も合わせて確認することとなります。なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、施設等の長による証明がなくとも出勤簿等の記録により確認ができればよいこととします。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しで確認することとします。 (H18.6.23 国 Q&A)
	8 サービス管理責任者の実務経験にて、国家資格等による業務に3年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験年数が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてよいのですか。	サービス管理責任者において、国家資格等による業務が相談支援及び直接支援に重複する場合は、6年以上の実務経験ではなく3年以上の実務経験でよいこととします。 尚、児童発達支援管理責任者では、国家資格等による業務は5年以上且つ相談支援業務及び直接支援業務は3年以上の実務経験が必要ですが、重複する場合は5年以上の経験でよいこととします。 (H18.6.23 国 Q&A)
	9 小規模作業所における実務経験も含まれますか。	公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとします。 (H18.6.23 国 Q&A)

	<p>10 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験として見なしてよいのですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。なお、保健所については、診療所に準じたものとするほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられます。 (H25. 2. 22 国事務連絡)</p>
	<p>11 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となりますか。</p>	<p>対象に含まれます。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となります。 ただし、児童発達支援管理責任者には別途障がい児・者又は児童に係る施設、事業等での業務期間が3年以上必要になります。詳しくは別添の実務経験に関する資料でご確認ください。 (H25. 2. 22 国事務連絡)</p>
	<p>12 社会福祉主事任用資格者等の資格を持っている場合、資格取得以前の期間も含めて5年の実務経験があればよいのですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。社会福祉主事任用資格者等の資格を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではありません。(国家資格についてはQ11を参照ください。) (H18. 11. 2 国 Q&A)</p>
	<p>13 社会福祉主事任用資格、ヘルパー2級、保育士の資格を持っている場合、写しを全て提出しなければいけないのですか。</p>	<p>いずれか1点で構いません。申込時に準備できるものを同封してください。(証明書を取り寄せ中など、締切に間に合わない場合は必ず事前に御連絡ください。)</p>
	<p>14 保育士として保育所に勤務していた期間は実務経験に入りますか。</p>	<p>サービス管理責任者の実務経験には保育所は実務経験として認められませんが、児童発達支援管理責任者の実務経験には算入することができます。</p>
<p>実務経験について</p>	<p>15 実務経験に該当する施設として挙げられている「老人福祉施設、介護老人保健施設、老人居宅介護等事業」は具体的にどのような施設を指しますか。</p>	<p>老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。 (老人福祉法第5条の3) 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいいます。(介護保険法第8条第27項) 老人居宅介護等事業とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいいます。 (老人福祉法第5条の2第2項)</p>
	<p>16 実務経験年数の算定方法について教えてください。</p>	<p>1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとします。 例えば、5年以上必要な場合は、従事期間が5年以上かつ、従事日数が900日以上となります。ただし、<u>通算</u>で満たしていればよいので、180日従事していない年があっても要件を満たすこととしています。(5年以上あっても従事日数が900日未満の場合は、5年以上の実務経験とは認められません。) (H25. 2. 22 国事務連絡準用)</p>

	17 障害福祉サービス事業所に経理事務員として勤務した場合、実務経験として認められますか。	実務経験として認められません。
その他	18 実務経験について、同一事業所だが、事業所名が違う場合（小規模作業所、地域活動支援センター、NPO法人）、まとめて証明することはできますか。	それぞれ分けて証明してください。
	19 現在新規で事業所の申請中で、半年後に立ち上げの予定ですが、申込はできるでしょうか。	申請済、立ち上げ予定の旨（開設場所、開設時期等具体的に）、電子申請の際に記載してください。